

## 検査成績報告書仕様変更のお知らせ

謹啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

この度、令和8年度診療報酬改定により骨塩定量検査の算定要件が変更されましたことに伴い、骨塩定量検査（DIP法）検査成績報告書の報告形式を下記の通り変更させていただきます。

何卒、ご了承賜りますようお願い申し上げます。

謹白

### 記

■実施日 2026年6月15日（月）ご報告分より

■検査成績報告書の変更内容

【表面】

検査成績報告書の下段に次回検査の目安月を印字しておりましたが、算定要件の変更に伴い、変更後は空欄でのご報告とさせていただきます。

### ●骨塩定量検査(DIP法)の算定要件

新	旧
<p>骨塩定量検査は、骨粗鬆症の診断及びその経過観察を行った場合であって、以下のアから力のいずれかに該当する患者については4月に1回に限り、その他の患者については1年に1回に限り算定する。</p> <p>ア 骨粗鬆症の治療を開始した日から起算して1年以内の場合</p> <p>イ 新たに骨折した場合</p> <p>ウ 関係学会のガイドラインで示されている骨折危険因子が新規に増えた場合</p> <p>エ ビスホスホネート薬治療の中断を検討する場合</p> <p>オ グルココルチコイド、アロマトーゼ阻害薬、抗アンドロゲン薬、骨形成促進薬等、骨減少又は骨増加をきたす薬剤を投与する場合</p> <p>カ 吸収不良、全身性炎症性疾患、長期不動、人工閉経等、骨減少又は骨増加をきたす疾患等を有する場合</p>	<p>骨塩定量検査は、骨粗鬆症の診断及びその経過観察の際のみ算定できる。ただし、4月に1回を限度とする。</p>

ご不明な点等ございましたら貴院担当もしくは当社お客様窓口までお申し付けください。